

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 保育士修学資金貸付事業運営要綱

(平成 28 年 6 月 1 日制定)

改正	平成 29 年 2 月 1 日	平成 29 年 3 月 23 日
	平成 30 年 2 月 22 日	令和 3 年 3 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日
	令和 7 年 4 月 8 日	令和 7 年 7 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則(平成 28 年 5 月 26 日制定。以下「規則」という。)に基づく事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規則の例による。

(貸付対象者)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項第 3 号に定める「学業優秀」とは、養成施設の長から推薦状を提出させ判断する。

2 規則第 3 条第 1 項第 4 号に定める「真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者」とは、申込人と生計を一にする者で、世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者(以下「主たる生計維持者」という。)の前年の収入額の合計が、別表 1 に定める基準以下の場合をいう。

3 貸付対象者の選定にあたっては、当該養成施設から推薦を求めること等により、公正かつ適正に行う。また、会長が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

4 貸付対象者の国籍は問わない。ただし、外国籍の場合は、申込時点の在留資格が、卒業後保育士業務に一定期間従事可能であることが確認できる「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」である者を貸付対象者とする。また、申込時点の在留資格が「家族滞在」で「定住者」への変更予定が、変更申請意思と日本の小中高の卒業証明書等の写しをもって確認できる場合等、客観的に確認できる場合は貸付対象者とする。

(貸付金の限度額)

第 4 条 本修学資金のうち月額で貸し付ける資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金額の他、参考図書、学用品、交通費、就職活動に係る旅費・宿泊費等に充当するものである。規則第 4 条第 2 項に定める金額の範囲内であれば、授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、千円単位とする。

2 修学資金のうち入学準備金は、入学に要する費用に充当するものである。規則第 4 条第 4 項に定める金額の範囲内であれば、入学金等養成施設に対する納付金の額の如

何を問わず、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、千円単位とする。

- 3 修学資金のうち就職準備金は、就職に要する費用に充当するもので、規則第4条第6項に定める金額の範囲内であれば、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、千円単位とする。
- 4 授業料減免の支援対象者（申請中の者を含む）が、修学資金の貸付けを希望するときは、授業料の減免適用後も前項に定める使途で自己負担が生じる範囲内において規則第4条に定める額を貸付けることができる。

（貸付けの申込み方法）

第5条 規則第5条に定める貸付けの申込みは、養成施設の長を通じて行うものとする。

- 2 貸付けの申込みを行うときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 保育士修学資金貸付申込書（様式第1号）
- (2) 養成施設の長の推薦状（様式第2号）
- (3) 個人情報の取扱いについて（様式第17号）
- (4) 申込人と生計を一にする主たる生計維持者の前年の収入額を証明する書類（課税証明書等）
- (5) 申込人、申込人と生計を一にする家族及び連帯保証人の現住所の住民票
- (6) 規則第3条第1項第2号アに規定する中高年離職者にあつては、離職してから2年以内であることを証明する書類（雇用被保険者離職証明書又は離職先の会社等による離職証明書）
- (7) 授業料等減免の支援対象者にあつては、その決定通知書の写し
- (8) その他、修学生の選考にあたり会長が必要と認めるもの

- 3 申込人が未成年者の場合は、法定代理人の同意を要する。

（貸付決定の手続き及び借用証書）

第6条 規則第6条第2項に規定する通知は、保育士修学資金貸付承認通知書又は貸付不承認通知書により通知する。

- 2 修学生は、修学資金の貸付けが決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく保育士修学資金借用証書（様式第3号）及び振込口座届（様式第4号）、重要事項説明書（様式第18号）を会長に提出しなければならない。

（関係機関への協力依頼）

第7条 会長は、養成施設の長に対して次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- (1) 申込人に対して、養成施設の長の推薦状（様式第2号）を交付すること
- (2) 申込人から保育士修学資金貸付申込書（様式第1号）を受け取り、会長に提出すること
- (3) 会長が決定した修学資金の貸付けの適否に関する通知書を申込人に交付すること
- (4) 修学生の修業状況を報告すること
- (5) 修学生に対して連絡指示を行うこと

(6) 修学生が在学中に当事業に係る遵守すべき事項について修学生を指導すること

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人については、日本国内に居住する貸付申請時に20歳以上で、原則として65歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である者とする。

(貸付決定の変更の手続き)

第9条 修学生は、契約期間中に授業料減免に関する通知を受けたときは、その通知の写しを会長に提出しなければならない。

2 修学生が、授業料減免の支援区分変更又は支援廃止により、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の増額を希望するときは、保育士修学資金変更申込書(様式第19号)を会長に提出しなければならない。

3 規則第9条第2項に規定する通知は、保育士修学資金貸付金変更通知書により通知する。

4 修学生は、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付金増額変更が決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく保育士修学資金借用証書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び休止)

第10条 修学生が、規則第10条第1項の各号の一、又は規則第10条第2項に該当することとなったときは、停学・復学・退学等届(様式第5号)又は辞退届(様式第6号)に、当該届出の内容を証明する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

2 会長は、規則第10条第1項の規定により修学資金の貸付契約を解除したときは、保育士修学資金貸付契約解除通知書により修学生に通知する。

3 会長は、規則第10条第2項の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、保育士修学資金貸付休止通知書により修学生に通知する。

4 規則第10条第2項の規定により貸付けを休止された者が復学したときは、停学・復学・退学等届(様式第5号)に、当該届出の内容を証明する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

5 規則第10条第2項により貸付けを休止された者が復学したため、貸付けを再開したときは、保育士修学資金貸付再開通知書により通知する。

(返還計画書)

第11条 規則第12条の規定により修学資金を返還するときは、保育士修学資金返還計画書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(返還の債務の当然免除)

第12条 規則第11条第1項第1号に規定する「国立児童自立支援施設等」とは、次の第1号から第4号までの施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する国立児童自立支援施設
- (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
- (3) 肢体不自由児施設「整肢療護園」
- (4) 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

2 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「保育所等」とは、次の第 1 号から第 11 号までの施設等とする。

- (1) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第 3 項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」

- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

イ 第 3 号に定める「認定こども園」への移行を予定している施設

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

- (4) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって、法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたもの

- (5) 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、児童福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 32 の 3 で定める施設

- (6) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後健全育成事業」であって、法第 34 条の 8 第 1 項の事業及び同法第 2 項の届出を行ったもの

- (7) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、児童福祉法施行規則第 1 条の 8 に該当するもの

- (8) 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの

- (9) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

- (10) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

ア 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設

イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事

業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

(11) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和 5 年 6 月 27 日こども家庭庁発こ成保第 70 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

3 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事することができなかった場合であつて、養成施設卒業後 1 年以内に規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、規則第 11 条第 1 項第 1 号及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を、「養成施設を卒業した日から 2 年以内」と読み替えるものとする。

4 規則第 11 条第 1 項第 1 号及び規則第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「その他やむを得ない事由」とは、例えば育児休業等により規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

5 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「過疎地域、離島若しくは中山間地域等」とは、次の第 1 号から第 10 号までの地域等とする。

- (1) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）
- (2) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (3) 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島）
- (4) 豪雪地帯及び特別豪雪地域（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯）
- (5) 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地）
- (6) 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村）
- (7) 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島）
- (8) 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域）
- (9) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域）

(10) 沖縄の離島（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島）

（返還の債務の履行猶予の申請）

第 13 条 規則第 13 条の規定により返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則第 13 条第 1 項に該当する者にあつては、養成施設在学届（様式第 9 号）、在学証明書

(2) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に該当する者にあつては、保育士業務従事届（様式第 10 号）

2 第 1 項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、保育士修学資金返還猶予承認通知書又は返還猶予不承認通知書により通知する。

3 規則第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次の各号の一に該当する場合をいい、各場合において、返還の債務の履行が猶予される期間（以下「猶予期間」という。）及び当該事実を証明する書類は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、いずれの場合においても、猶予期間については保育士業務等に従事したとはみなさない。なお、第 10 号に該当する場合については、返還額の一部の猶予についても認めるものとする。

(1) 出産、育児に係る次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 第 12 条第 1 項及び第 2 項に定める施設（以下「指定施設」という。）在職中に、出産休暇、育児休業を取得する場合

(ア) 猶予期間

出産休暇に入る日の属する月の翌月（出産休暇に入る日が月の初日である場合は、出産休暇に入る日の属する月）から出産休暇又は育児休業が終了し復職する日の属する月の前月までの間とする。

(イ) 証明書類

出産休暇、育児休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類

イ 出産、育児のため指定施設を退職し、出産後、指定施設への再就職を希望する場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第 8 号）に再就職を希望する意思を有する旨明記すること。）

(ア) 猶予期間

妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が 1 歳に達する日（1 歳に達する日において育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育休法」という。）第 5 条第 3 項第 2 号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は 1 歳 6 か月に達する日、1 歳 6 か月に達する日において同法同条第 4 項第 2 号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は 2 歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

- ウ 卒業後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に就職を希望する意思を有する旨明記すること。）

(7) 猶予期間

卒業の日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（1歳に達する日において育休法第5条第3項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は1歳6か月に達する日、1歳6か月に達する日において同法同条第4項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

- (2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって、時間取得でないものに限る。）

ア 猶予期間

介護休業を開始する日の属する月の翌月（介護休業を開始する日が月の初日である場合は、介護休業を開始する日の属する月）から介護休業を終了し復職する日の属する月の前月までの間とする。

イ 証明書類

介護休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

- (3) 疾病、負傷等のため療養する必要がある、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

ア 指定施設在職中に病気休職等を取得する場合

(7) 猶予期間

- a 病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始する日が月の初日である場合は、病気休職等を開始する日の属する月）から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- b 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始する日が月の初日である場合は、病気休職等を開始する日の属する月）から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

(イ) 証明書類

医師の診断書（以下のaからcに定める事項が証明してあるもの）又は病気休職等を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

- a 症状
- b 療養に要する期間
- c 療養中は、保育士業務に従事することが不可能であること

- イ 指定施設を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、指定施設への再就職を希望する場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に再就職を希望する意思を有する旨明記すること。）

(7) 猶予期間

- a 疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- b 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- c 上記a及びbの期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができる。ただし、この期間については、上記a及びbの期間が満了した日から1年間を超えることができない。

(i) 証明書類

医師の診断書（以下のaからcに定める事項が証明してあるもの）

- a 症状
- b 療養に要する期間
- c 療養中は、保育士業務に従事することが不可能であること

- (4) 養成施設を卒業した日から、1年以内に指定施設で保育士業務等に従事する意思があり、求職中の場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に、指定施設で保育士業務に従事する意思を有する旨明記すること。）

ア 猶予期間

卒業した日の属する月から2年間とする。

イ 証明書類

採用通知書、又は配属辞令等（採用先が発行）

- (5) 就職先内定後、就職待機中の場合

ア 猶予期間

内定後待機期間中。ただし、1年を超えないものとする。

イ 証明書類

内定通知書（内定先が発行）

- (6) 指定施設において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、会長が、本人の申請に基づき保育士業務等に従事する意思があると認める場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に、指定施設で保育士業務等に従事する意思を有する旨明記すること。）

ア 猶予期間

卒業した日の属する月から2年間とする。

イ 証明書類

採用通知書、又は配属辞令等（採用先が発行）

(7) 人事異動により、指定施設での保育士業務等に従事できなくなったとき

ア 猶予期間

通算して2年以内とする。

イ 証明書類

人事異動により指定施設での保育士業務等に従事できなくなったことを証明する書類（従事先代表者による証明等）

(8) 次のアからカのいずれかに該当する場合

ア 国税、地方税等について、すでに徴収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行うものがない母子（又は父子）家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が裁量免除との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期間延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき

カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

(7) 猶予期間

1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(イ) 証明書類

a 所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類

b 返還額の一部の猶予を申請する場合は、保育士修学資金返還計画書（様式第7号）

4 会長は、修学生から前項の届出がない場合は、返還の債務の履行猶予を取り消すことができる。

（返還の債務の免除の申請）

第14条 規則第11条の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、保育士修学資金返還免除申請書（様式第11号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則第11条第1項第1号に該当する者にあつては、保育士業務従事届（様式第10号）

(2) 規則第11条第1項第2号に該当する者にあつては、労働災害の認定を証明する書類、死亡届（様式第12号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書

(3) 規則第14条第1項第1号に該当する者にあつては、死亡届（様式第12号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書

(4) 規則第14条第1項第2号に該当する者にあつては、当該事実を証明する書類

(5) 規則第14条第1項第3号に該当する者にあつては、保育士業務従事届（様式第10号）

2 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「引き続き」及び「年」の解釈については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 月を単位として継続していること

(2) 1 年あたりの必要最低従事時間数は、1,440 時間以上とする。

3 規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による理由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

裁量免除の額は、横浜市域内において、規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した月数を、修学資金の貸付けを受けた月数の 2 分の 5（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した者又は中高年離職者については 2 分の 3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

4 第 1 項の申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、保育士修学資金返還免除承認通知書又は返還免除不承認通知書により通知する。

（修学生等の届出）

第 15 条 規則第 15 条に定める修学生等の届出は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める書類を提出することにより行うものとする。

(1) 規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当するとき

住所・氏名等変更届（様式第 13 号）、住民票（当該届出の日から遡って 3 か月以内に発行されたもの）

(2) 規則第 15 条第 1 項第 2 号に該当するとき

連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（様式第 14 号）、新たに連帯保証人となるべき者の住民票（当該届出の日から遡って 3 か月以内に発行されたもの）

(3) 規則第 15 条第 1 項第 3 号に該当するとき

従事先変更届兼指定施設証明書（様式第 15 号）又は業務廃止届（様式第 16 号）

(4) 規則第 15 条第 1 項第 4 号に該当するとき

死亡届（様式第 12 号）、死亡の事実を証明する書類

（手続未済者への通知）

第 16 条 会長は、修学資金の貸付けが終了若しくは契約解除、又は規則第 13 条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、第 11 条、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に規定する書類を提出しない修学生に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知する。

- 2 会長は、規則第 10 条第 1 項の各号のいずれか、規則第 10 条第 2 項又は規則第 15 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に該当するにもかかわらず、届出を行わない修学生（規則第 15 条第 1 項第 4 号にあっては、連帯保証人）に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知する。

（連帯保証人への通知）

第 17 条 修学生が次の各号の一に該当するときは、前条の規定は連帯保証人について準用する。この場合においては、第 1 号の場合を除き、修学生に対して連帯保証人に対して通知する旨を通知する。

- (1) 規則第 15 条第 1 項第 1 号による住所の変更届を怠っているとき
- (2) 第 16 条第 1 項又は第 2 項による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき

（最終確認書の送付）

第 18 条 第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項第 2 号による通知を 3 回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない修学生（ただし、規則第 15 条第 1 項第 4 号にあっては連帯保証人）に対しては、提出期限を定めて、保育士修学資金の手続きに関する最終確認書（以下「最終確認書」という。）を送付する。

（修学資金の返還）

第 19 条 会長は、前条の最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない修学生（規則第 13 条に規定する返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限る。）に対し、規則第 12 条に規定する修学資金の返還について決定し、返還納入通知書により通知する。修学生は通知を受けた時点において、通知内容による返還義務を負うものとする。

（修学生等の調査）

第 20 条 会長は、貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うものとする。

- (1) 修学生が在学し、又は卒業した養成施設
- (2) 連帯保証人
- (3) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に規定する返還猶予の承認を受けた者が従事する指定施設
- (4) その他関係機関

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 修学生等の現住所
- (2) 保育士業務の従事に関する状況
- (3) その他必要と認める事項

（督促等の事務処理）

第 21 条 督促、催告、不納欠損等修学資金に係る債権の管理に関する事務処理については、

規則及び運営要綱の定めによるもののほか、必要に応じて別途定める。

(延滞利子の徴収)

第 22 条 規則第 17 条に規定する「正当な理由」とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき
- (2) 修学生及びその者と生計を一にする主たる生計維持者が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- (3) 修学生及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職等により生計困難に陥り、返還金を支払うのが困難と認められるとき
- (4) 納付期限までに返還金を支払うことができなかった原因が、修学生自身の責めに帰さないと認められるとき

(返還の完了)

第 23 条 修学資金の返還が完了した後に、修学生及び連帯保証人に対して返還完了通知書を送付し、保育士修学資金借用証書（様式第 3 号）を修学生に返還する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この運営要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この運営要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 3 月 31 日以前に保育士修学資金の貸付けを行った者の取扱いは、従前の例によることとする。

附 則
(施行期日)

この運営要綱は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。
ただし、この要綱による改正後の第 3 条及び第 4 条については、令和 7 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

別表 1 主たる生計維持者の収入上限額

生計を一にする人数	給与所得者	給与所得者以外
3 人以下	815 万円	383 万円
4 人	871 万円	439 万円
5 人以上	1,098 万円	666 万円

※独立行政法人日本学生支援機構の基準を基に横浜市が算定